

○香美市都市計画提案制度に関する手続要綱

令和6年6月25日

告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づき、香美市（以下「市」という。）に対し都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続きに関し必要な事項を定める。

(計画提案のできる者)

第2条 市に対し計画提案を行うことができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第21条の2第1項に規定する土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）
- (2) 法第21条の2第2項に規定するまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又はまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条第1項の規定により指定された都市緑化支援機構

(計画提案の要件)

第3条 市に対し計画提案できる内容は、市が都市計画決定権限を持つものとする。

2 市に対し計画提案ができる要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条第1項の規定による事前相談を経ていること。
- (2) 提案する区域が0.5ヘクタール以上の一団の土地であること。
- (3) 法第13条及び第18条の2その他の法令の規定に基づく都市計画の基準及び都市計画に関する基本的な方針に適合していること。
- (4) 提案する区域の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。
- (5) 周辺環境への影響に配慮されていること。
- (6) 市街化調整区域における地区計画については、高知県が策定した「市街化調整区域における地区計画の策定の指針」に適合していること。

(事前相談)

第4条 計画提案を行おうとする者は、計画提案に先立ち、市に対し、事前の相談を行わなければならない。

2 前項の事前相談があったときは、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容、手続きについて助言及び指導を行うとともに、提案に係る案件を所管する関係部局及び担当課を紹介するものとする。

(計画提案に対する判断)

第5条 法第21条の3の規定により、計画提案を踏まえた都市計画(計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。)の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断を行うにあたっては、次に掲げる項目を基準に行うものとする。

- (1) 市のまちづくりの方針に即していること。
- (2) 周辺の住民との調整が整い、概ね賛同が得られていること。
- (3) 周辺環境等に配慮されていること。

(計画提案を踏まえた手続等)

第6条 市は、前条の規定により、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したときは、都市計画の案を作成するものとする。

2 市は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしようとする場合に、法第19条第1項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により前項で作成した都市計画の案を香美市都市計画審議会(以下「審議会」という。)に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出するものとする。

3 市は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴いた上で、当該計画提案を行った者に対して理由を付して通知するものとする。

(計画提案の取り下げ及び変更等)

第7条 計画提案を行った者は、事情により計画提案を取り下げるときは、取り下げ届を提出するものとする。

2 計画提案を行った者は、提出した計画提案の内容を変更しようとするときは、前項の規定に基づく取り下げ届を提出した後に、新たに計画提案書を提出するものとする。

(補則)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月25日から施行する。

附 則(令和8年7月28日告示第163号)

この告示は、令和8年7月28日から施行する。